

建築士事務所の監督処分の基準の一部改正について

刑法（明治40年法律第45号）における刑の種類のうち「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設すること等を内容とする刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行される。

これにより、建築士法（昭和25年法律第202号）の法文上の「禁錮」が「拘禁刑」に改正されることを受け、基準の改正を行う。

<改正箇所>

表1中「禁固」を「拘禁刑」に改める

<改正日・施行日>

令和7年6月1日